

世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ活動支援事業実施要領

	令和5年3月16日	農遺第49号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知
一部改正	令和5年9月1日	農遺第49号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知
一部改正	令和6年4月1日	農遺第65号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知
一部改正	令和7年3月31日	農遺第68号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知

第1 趣旨

清流長良川の流域では、漁業者をはじめ、地域の人々が一丸となって森や川を守る活動にたえまなく取り組み、その清流で鮎が育ち、長良川からの恵みを楽しむなど、「清流」と「鮎」が、地域の人々とその暮らしに深く結びついている。

この鮎を通じて、人の生活、水環境、漁業資源が密接に関わる岐阜県ならではの里川全体のシステム「長良川システム」が国際連合食糧農業機関（FAO）により高く評価され、2015年に「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定されたところである。

今後は、この世界に誇る「長良川システム」の持続的発展に向け、多様な主体の様々な形での参画を促進していくことが必要である。

これを踏まえ、多様な主体が「長良川システム」に関心を持ち、「長良川システム」の保全・活用・継承に向けた活動が活発に行われるよう、活動の実施に必要な経費について支援することとする。

第2 事業の実施

本事業は、「長良川システム」の保全・活用・継承に向けた活動支援を図るものとして、事業内容、事業実施主体、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げる内容とし、実施手続その他本事業の実施に関し必要な事項については、別記に定めるものとする。

第3 事業の着手

事業の着手は、原則として、「世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第5条の規定による補助金等の交付の決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長（以下「会長」という。）の適正な指導を受けたうえで、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を会長に提出するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任

とすることを了承のうえで行うものとする。

第4 助成措置

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（以下「協議会」という。）は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、交付要綱に定めるところにより補助するものとする。

第5 事業の推進

協議会会員は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、会員が一体となって、本事業の実施についての指導・助言を行うものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、会長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。

(別表)

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
<p>この事業は、「長良川システム」持続的発展活動計画（「長良川システム」の保全・活用・継承に向けて行われる具体的な取組内容等を定めたものという。以下「活動計画」という。）に基づき実施する活動の経費について助成を行う事業とする。</p>	<p>世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレイヤーズ（世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレイヤーズ登録制度実施要領（令和4年1月14日付け農遺第23号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知）第5の規定により登録された者をいう。以下同じ）のうち、法人又は任意団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約等の定めがあること。）</p>	<p>「長良川システム」の保全・活用・継承に向けた以下の活動に係る経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料）</p> <ol style="list-style-type: none">1 後継者育成活動2 鮎等の消費拡大に資する活動3 特産物ブランド化活動4 観光地としての活用活動5 環境・景観維持活動6 伝統文化継承活動7 動植物保護活動8 学校教育等活動9 その他会長が必要と認めた活動	<p>1/2 以内</p>

別記

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が活動計画を作成し、「長良川システム」の保全・活用・継承に向けて実施する活動に対して支援するものとする。

2 協力事項

事業実施主体は、協議会が行うイベント等での発表、展示等には業務に支障のない範囲で協力するものとする。

3 実施手続

(1) 活動計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、活動計画（別紙様式第1-1号）を作成するものとし、活動計画の作成に当たっては、第3期世界農業遺産保全計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。

(2) 事業実施主体は3の(1)で作成した活動計画を別紙様式第1-2号により、会長へ承認の申請を行うものとする。

(3) 活動計画の承認

会長は、3の(2)により提出された活動計画の内容を審査し、当該計画の内容が適当と認められる場合は、別紙様式第1-3号により承認を行うものとする。

4 活動計画の重要な変更

活動計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、3の手続きに準じて行うものとする。

(1) 活動分類の追加、変更又は廃止

(2) 費目の追加又は変更

第2 実施結果の報告等

事業実施主体は、活動計画に基づく活動の結果について、「長良川システム」持続的発展活動実施結果報告書（別紙様式第1-4号）を作成し、事業完了後、速やかに、別紙様式第1-5号により、会長に報告するものとする。